Be a Great Small.
中小機構

中小機構　高度化事業部
高度化事業企画課
TEL：03-5470-1528（直通）

Be a Great Small.
中小機構

高度化事業ガイドブック

Co-operative Financing Guidebook

高度化事業とは

事業者が目指す夢の実現を、中小機構と都道府県がサポートします。

高度化事業は、中小企業者が組合などを設立して工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第３セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対し、資金及びアドバイスの両面から中小機構と都道府県が一体となって支援する制度です。

中小機構について

名 称	独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN（SME Support, JAPAN）
根拠法	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 （平成14年12月　法律第147号）
代表者	理事長　宮川 正
設立年月日	2004年（平成16年）7月1日
本部所在地	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
資本金	1兆2202億4072万2650円 （2024年5月14日現在）

高度化事業のメリット

メリット1
貸付条件の優遇された融資

民間の金融機関と比べて「長期」「低利」の固定利率で貸付を受けられます。
事業メニューによっては「無利子」もあります。

メリット2
専門的な立場からの診断助言

事業計画の作成段階から貸付後の経営アドバイスまで、中小企業診断士等によるサポートが無料で受けられ、都道府県と一体となった事業を展開できます。

メリット3
市街化調整区域の開発許可

高度化事業計画として認定された際は、市街化調整区域の開発許可に基づき、貸付対象施設の設置が可能となります。

貸付条件

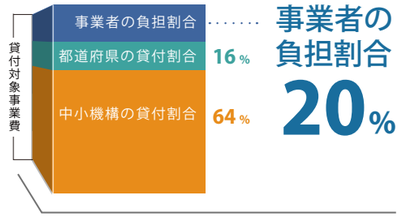

事業者の負担割合 20％

- 貸付対象者：中小企業組合など(高度化事業の種類毎資金貸付に規定)
- 貸付期間：最長20年以内(うち据置期間3年以内)
- 貸付割合：原則、貸付対象事業費の80%まで
- 貸付利率：原則、有利子貸付でその利率は毎年度見直し。なお一定の要件を満たした場合に、無利子貸付となる場合があります。※詳細は巻末の「高度化事業 情報サイト」参照
- 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備(いずれも資産計上されるもの)
- 貸付方式：１つの都道府県内事業に対するA方式、複数の都道府県事業に対するB方式があり、それぞれ貸付機関が異なります。
- 担保・保証：各都道府県の規則に準ずる

貸付種類

1 集団化事業

▶ P5

2 集積区域整備事業

▶ P5

3 施設集約化事業

▶ P6

4 共同施設事業

▶ P6

5 設備リース事業

▶ P7

6 企業合同事業

▶ P7

7 グループ事業

▶ P8

8 第3セクター等支援事業

▶ P8

9 市町村高度化事業

▶ P9

高度化事業ご利用の流れ

事業者（組合など）

STEP-1 お問い合わせ

高度化事業の窓口は、都道府県庁の高度化担当部署（主に商工労働部や産業労働部）となります。そのお問い合わせ先の検索方法は、巻末をご参照ください。

STEP-3 診断・助言申込み

高度化事業計画書を作成の上、診断申込を都道府県の担当部局へ提出します。
（計画書の作成前にアドバイザー派遣等によるアドバイスを受けることも可能です）

STEP-5 借入申込

組合等は、借入申請書を都道府県の貸付担当課へ提出します。

STEP-7 資金交付請求

組合等は、施設整備の完了した後、資金交付請求書を都道府県の貸付担当課へ提出します。

STEP-10 支払い完了検査・整備完了検査

組合等は、施設整備の完了届を都道府県の貸付担当課へ提出し、都道府県は、事業費の支払状況を検査します。都道府県は、貸付対象施設の資産計上等を検査し、組合等の決算終了後6カ月以内に機構へ報告します。

STEP-11 資金返済

契約書に記載される約定期日に基づき、借入資金の返済を行ってください。なおその取扱金融機関は都道府県により異なりますので、あらかじめご確認をお願いします。

都道府県

中小機構

STEP-2 個別説明会

高度化事業に関心をお持ちの方に対し、個別に説明会を開催し、制度活用におけるポイントなどをご説明します。

STEP-4 診断・助言

都道府県（または都道府県と中小機構）が事業計画等について調査・分析を行い、その問題点や具体的対応等について診断・助言を行います。

STEP-6 貸付決定

都道府県は、借入申請書のチェックを行い、貸付けが適当と判断した場合には、機構と協議した上、貸付けを決定します。

STEP-8 金銭消費貸借契約等の締結

組合等と都道府県、都道府県と中小機構で金銭消費貸借契約を締結します（A方式の場合）。

STEP-9 資金交付

都道府県と中小機構は、施設の整備状況等を確認した後、資金を交付します。

FAQ -よくある質問-

Q1 貸付金額に上限はあるのでしょうか？

Answer

診断で妥当と認められた範囲であれば、上限はありません。なお貸付対象は、事業の実施に必要な土地、建物、構築物、設備等で資産計上されるものが対象となります。

Q2 高度化資金は借入までに時間がかかると言われていますが？

Answer

事業構想から事業計画策定に向けて、その根拠となるデータなどを丁寧に確認を進めています。借入申込から貸付実行までの諸手続きは短期間での対応が可能です。従って、事業計画が固まっていれば比較的短期間での資金の貸付実行が可能です。

なお、高度化資金貸付の際は、通常都道府県が貸付原資の予算化を行なうため、都道府県の予算化スケジュールと調整することになります。

Q3 最近実施されている高度化事業はどのような内容の事業ですか？

Answer

ここ２～３年の融資案件の特徴は、工場団地関係の高度化事業が多くなっております。

特に海外市場での成長が続く製造業やグローバル展開のなかで国内の生産体制の再編成に取り組む製造業の関連企業を中心に、設備投資の動きが活発となっております。例えば、自動車や建設機械等の関連企業の高度化事業です。

また、製造業の設備投資の活発化と工場適地の確保難が生じており、新たに工場団地を造る計画と、既存の工場団地で組合員工場の拡張、建替え、新規設備の導入等の計画が並行して進行しています。

Q4 高度化資金の返済はどのように行えば良いですか？

Answer

都道府県が指定する金融機関に対し、借入契約の返済期日に基づき定期的に返済を行ってください。資金繰りに余裕ができた場合には、返済金額を一部繰り上げることも可能です。

また、その返済期日が継続的に遅れる場合など、返済条件の変更をご希望される場合は、都道府県に個別にご相談ください。

集団化事業

集団移転により、共同事業や地域課題の解決を推進

中小企業者たちが組合を作り、一つの団地または建物に集団で移転することで、事業者の経営課題のみならず、騒音・煙害・狭隘道路対策、防災力の向上、地元産業の活性化などといった地域課題も同時に解決できます。

この事業を活用し、これまでに卸団地・工場団地・流通団地が計約800件誕生。リニューアルの場合は一社から活用できるのも特徴です。

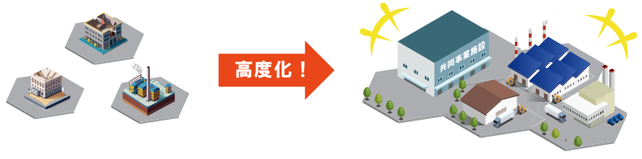

協同組合浜松技術工業団地（静岡県）

公害問題を解決し、地域経済も活性化

公害という地域課題を抱えていた異業種の20社が集まって工業団地を設立しました。

課題解決だけでなく、異業種の技術交流が盛んに行われたことで、研究開発部門が大きく成長。平成１３年には隣接地を取得し、研究開発機能のさらなる充実を図るなど、地域産業の育成につながっています。

集団化事業の特徴

1 貸付対象者

- 事業協同組合
- 協同組合連合会
- 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者
- 企業組合
- 協業組合

2 主な貸付要件

- 事業協同組合・協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者等の数が、原則10人以上であること
- 組合員等の2／３以上が、特定施設の全部又は一部を移転すること
- すべての組合員等が特定施設を整備すること
- 適切な共同事業を行うこと

施設集約化事業

一つの施設に事業所を集約し、経営の合理化を実現

個々の企業では解決することが難しい課題を抱えている中小企業者が、組合や会社を設立し、ショッピングセンターや共同工場など、主に一つの建物を整備運営することで経営の合理化につなげる事業です。

比較的予算規模の小さな事業にも活用でき、産業振興や地域のにぎわいの創出が期待できます。これまでに約950組合に活用されています。

協同組合八食センター（青森県）

高度化活用で郊外型食品市場へ変身

地域の駅前で鮮魚小売りを行っていた事業者の一部が協同組合を組織し、現在地に市場業態の共同店舗を開設しました。

昭和62年～平成16年にかけて高度化を活用し、リニューアルを実施。センター内で購入した海産物を焼いて食べる「七輪村」を整備するなど、来店者に楽しんでもらう施設となっています。

施設集約化事業の特徴

1 貸付対象者

- 事業協同組合
- 事業協同小組合
- 協同組合連合会
- 上記の組合員又は所属員である特定中小企業者
- 協業組合
- 合併会社
- 出資会社

2 主な貸付要件

- 組合等の場合は、組合員等の数が4人以上であること。出資会社の場合は、出資しようとする特定中小事業者の数が4人以上であること
- 組合等の場合は、組合員の２／３以上が特定中小事業者等であること、出資会社の場合は、出資者の２／３以上が特定中小事業者であること
- 主として一の建物を整備すること

集積区域整備事業

事業所が集積されている区域を整備し、エリアの魅力を向上

商店街や事業場などが集まっている区域や、過去に集団化事業で形成された集積区域内での、施設の改築や新設、道路の拡幅、アーケード・カラー舗装などに利用できます。

部分的な地域課題を解決して街の魅力をアップさせることが可能で、これまでに約200先で活用されています。

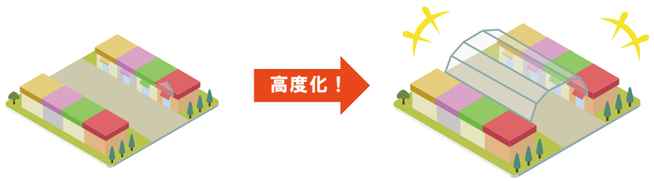

ひゅうが新町商店街振興組合（宮崎県）

四位一体のまちづくり

JR日向市駅前の中心市街地は、人口減少、道路の狭隘、駐車場不足、商店街の衰退、大型店の撤退等による課題を多数抱えていました。

市、商工会議所、商店街、地権者が結束した"四位一体"でまちづくりを推進してきたが、平成15年度から上町商店街振興組合が実施主体となり、商店街の近代化を狙った高度化事業として「集積区域整備事業」を活用しています。

集積区域整備事業の特徴

1 貸付対象者

- 事業協同組合
- 協同組合連合会
- 商店街振興組合
- 商店街振興組合連合会
- 上記の組合員又は所属員である中小企業者

2 主な貸付要件

- 組合員等の数が、原則10人以上であること
- 組合員等の１／２以上が、事業を行っている区域（集積区域）であること
- 組合員等の２／３以上が、特定中小事業者等であること
- 組合員等の１／２以上が組合員等資格事業を実施する施設を整備すること

共同施設事業

共同利用する施設を整備し、出店数や雇用数の増加へ

物流センターや共同加工施設、共同研究所など、複数の企業が共同で利用したり、経営したりする施設を整備する事業です。

商店街のアーケード・カラー舗装や共同駐車場の整備等にも活用で、主に経営の効率化や業績改善、雇用増などが期待できます。これまでに約6,500件の活用実績があります。

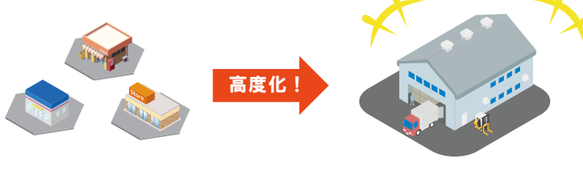

松戸市環境清掃協業組合（千葉県）

職場環境改善・人手不足対応

事務所に食事・休憩のためのスペースがないこと、従業員への研修室がないことなどが課題となっていました。

こうした職場環境の改善を目的に、休憩所・研修室を備えた組合事務所を高度化を活用して新設。快適な職場環境を整え、人材確保・育成につながっています。

共同施設事業の特徴

1 貸付対象者

- 特定中小企業団体
- 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者
- 協業組合
- 企業組合

2 主な貸付要件

- 組合員等の数が、4人以上であること（アーケード・カラー舗装等の環境整備施設の場合は、10人以上）
- 組合員等の２／３以上が、特定中小事業者等であること

設備リース事業

賃貸(設備リース)に関する課題解決!

事業協同組合などが組合員の生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括して取得し、組合員に 買取予約付で賃貸(設備リース)する事業です。

また、過去に設備リース事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備(リニューアル)を行う場合においても対象になり、参加する組合員が一名からでも利用可能です。

設備リース事業の特徴

1 貸付対象者

- 特定中小企業団体

2 主な貸付要件

- 組合員等の数が、４人以上であること
- 組合員等の２／３以上が、特定中小事業者等であること
- 導入する設備を組合等が取得し、組合員等に買取予約付でリースする事業であること
- 対象リース設備について、損害保険契約等の保全措置を講じること

北九州工業団地協同組合（福岡県）

工業団地内における各工場の製造設備をまとめてリーシング

当組合は昭和36年の設立以降、騒音等の公害問題や事業場の狭隘化等に対応するため、高度化事業を利用して集団移転した後（集団化事業）、複数回に渡り高度化事業を利用しています。

設備リース事業については、組合に所属する各組合員の高額な製造設備を新規購入する際に一時的な資金負担を軽減するため利用しており、高度化事業の長期・低利融資のメリットを上手く活用すると共に、資金返済方法の集約化を実現しています。

グループ事業

特別の法律※に基づく認定計画の事業展開をサポート

※流通業務総合効率化法、中小企業経営強化法、下請中小企業振興法

特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者グループが、共同で利用する施設などを整備する事業です。

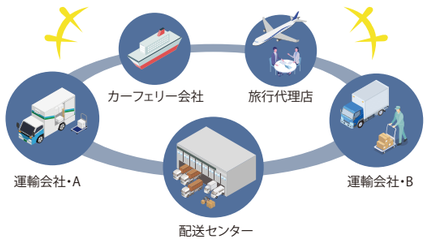

グループ事業の特徴

1 貸付対象者

- 経営革新計画承認グループの中小企業者
（共同で事業を行う者が４人以上であるもの）
- 下請振興事業計画承認グループの中小企業者
（共同で事業を行う者が４人以上であるもの）
- 総合効率化計画認定グループの中小企業者
（共同で事業を行う者が４人以上であるもの）

2 主な貸付要件

- 中小企業等経営強化法の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業であり、その内容が書面により確認されているものであること
- 下請中小企業振興法の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業であり、その内容が書面により確認されているものであること
- 流通業務総合効率化法の認定を受けた経営革新計画に従って行う事業であり、その内容が共同実施の間で合意されていること

宮崎カーフェリー株式会社（宮崎県）

重要な交通インフラを強化

経営革新計画承認グループとして他の4社と高度化を活用「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の承認を受け、その承認グループとして高度度化事業を利用。高度化資金を基に現船2隻に替わって新たな船舶を購入し、宮崎県の農畜産物等の本州搬送や旅客輸送など、同県における重要な交通インフラを強化しています。

企業合同事業

特別の法律※に基づく合併・出資会社の取り組みをサポート

※流通業務総合効率化法、本州四国連絡橋法、中小企業経営強化法

特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併する、又は、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業です。

また、過去に企業合同事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

企業合同事業の特徴

1 貸付対象者

- 合併会社
- 出資会社

2 主な貸付要件

- 流通業務総合効率化法に基づき実施する事業であり、合併又は出資する企業の１／２以上がその認定事業者であること
- 本州四国連絡橋法に基づき実施する事業であり、合併又は出資する企業の１／２以上がその認定中小企業者であること
- 中小企業等経営強化法に基づき実施する事業であり、合併又は出資する企業の１／２以上がその承認中小企業者であること

株式会社一ノ蔵（宮城県）

企業合同による新会社を設立し、新たな蔵元の形を目指す

昭和39・44年に国が実施した中小企業構造改善事業の流れを受け、当社は昭和48年1月に4社共同出資による企業合同により宮城銘醸株式会社を設立した後、同年８月に株式会社一ノ蔵に改称しました。

その後、製造・びん詰工程や販売部門の集約化を図ると共に、更なる経営基盤の強化や事業展開を推進するため、土地や建物、設備の整備に高度化事業を活用しています。

第3セクター等支援事業

地域産業の発展に貢献する基盤施設を整備

特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた特定会社等が、地方公共団体や地元産業界などと協力して、地域の中小企業や創造的な中小企業の新商品・新技術開発、研究開発などの能力向上を支援するため、地域産業おこしの基盤施設を整備する事業です。

また、過去に地域産業創造基盤整備事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

第3セクター等支援事業の特徴

1 貸付対象者

- 特定会社
- 一般社団法人等
- 商工会等

2 主な貸付要件

- **地域産業創造基盤整備事業**
・対象施設が、起業化支援センター・技術開発センター・研修センターなどの地域産業おこしの基盤施設であること
・施設を利用する者の２／３以上が、特定中小企業団体の組合員等又は特定中小企業者であること
- **商店街整備等支援事業**
・第三セクター又は商工会等が、駐車場、休憩場、集会場その他の施設を店舗を整備する事業であること
・対象施設がその事業を行うためのもので、商業活性化施設、共同店舗、空き店舗であること

公益財団法人 燕三条地場産業振興センター（新潟県）

地域の中核支援機関として、地場産業・産業観光の成長と発展に貢献

新潟県燕三条地域は「作業工具・刃物製造の町」三条市と「金属洋食器・金属ハウスウェアの町」燕市より構成され国内有数の産業集積があり、優秀な技術力が国内外で高く評価され製品は内外の市場に広く展開されています。

当センターは地域の産業集積の成長と発展に寄与するため昭和61年に設立。平成20年度に高度化事業を活用したリニューアルを経て地域産業振興のみならず産業観光・インバウンドの拠点として大きく貢献しています。

市町村高度化事業

各認定事業者※の取り組みを支援する市町村等をサポート

※地域商店街活性化法、総合特別区域法、中心市街地活性化法の認定事業者

特定の法律に基づき、認定を受けて行う事業（または認定を受けて行う支援事業）の実施にあたり、当該事業の実施を支援する市町村（特別区を含む）に対して、中小機構が、診断等の支援と必要な資金の貸し付けを行います。

（財源貸付け）中小機構 → （財源追加）市町村 → （資金貸付け）事業者

株式会社日昌製作所（茨城県）

特別法の認定を受け、市町村を通じた高度化事業を展開

同社は、「多品種多量生産技術」を有する歴史ある総合アセンブリメーカーです。 当社の更なる発展を見込んだ日立市は、地域資源の計画認定を受けるよう助言し、その地域資源の認定を受けた後、日立市を通じて市町村高度化を活用。新たな設備投資や技術開発を推進し、自動車電装品の生産体制を強化しています。

市町村高度化事業の特徴

1 貸付対象者

- 地域商店街活性化法、総合特別区域法、中心市街地活性化法の認定事業者

2 主な貸付要件

- 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づく事業であること
- 総合特別区域法の認定を受けた総合特区計画に定められた事業であること
- 中心市街地活性化法による認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業であること

その他の貸付け種類

リニューアル事業貸付　施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応

過去に高度化貸付けを受けた場合は、その後施設の新設や増改築など再整備（リニューアル）を行う場合にも新たに高度化貸付を受けることができます。なおその貸付利率は、その貸付時点における利率が適用されます。

貸付対象者

- 過去に高度化資金の貸付けを受けた者であれば、高度化資金の債務の有無に係わらず貸付けの対象となります。ただし、高度化資金の債務に係る償還猶予又は延滞となっている場合は、原則貸付けの対象となりません。

主な貸付要件

リニューアル貸付けに係る特別な追加要件はありません。各事業で定められた要件を満たしていれば、貸付け対象となります。また本体の高度化事業を行ってから、次のリニューアルを行うまでの期間（インターバル期間）の制約はありませんが、その本体貸付けと同様に診断を実施します。

災害復旧貸付　災害による被害を受けた施設の復旧

①過去に高度化貸付けを受けた施設が災害による被害（災害救助法の適用が認められる場合など）を受け、その復旧を図りたいとき、②災害を受けた施設を復旧するにあたって新たに貸付け対象事業を実施するときは、「無利子貸付」を受けることができます。

貸付対象者

- 過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者。

主な貸付要件

災害復旧貸付に係る特別な追加要件はありません。また災害復旧を伴うすべての高度化貸付け事業が対象となります。ただし施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として１年以内に事業計画書の提出が行われたものに限ります。

アスベスト対策事業貸付　アスベストの除去、封じ込め、囲い込み等への対応

①飛散性の高いアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等の措置又は飛散性が高いアスベストが使用された事業用施設の建て替えを行う場合、②そのままでは飛散性は低いが、老朽化・破損等により飛散する恐れがあるアスベスト含有成形板の撤去・張替え等の措置又はアスベスト含有成形板が使用された事業用施設の建て替えを行う場合は、「無利子貸付」を受けることができます。

貸付対象者

- 過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した事業用施設のアスベスト対策を実施する者又は新たに高度化資金貸付対象事業（アスベスト対策を伴うもの）を実施する者。

主な貸付要件

アスベスト貸付けに係る特別な追加要件はありません。各事業で定められた要件を満たしていれば、貸付け対象となります。なお新規事業と同様に診断を実施します。

アドバイザー派遣制度（中小企業アドバイザー（高度化事業支援）派遣事業）

事業構想や高度化事業計画の立案方法、実施後の運営まで各段階で生じる様々な問題解決を支援するため、専門家を現地派遣しアドバイスを行います。ご利用をご希望の際は、都道府県庁の高度化担当部署までお問い合わせください。

具体的内容

【支援内容】

1．初期アドバイス：高度化事業の進め方、基本構想策定等
2．計画アドバイス：実施計画書の作り方、計画のブラッシュアップ等
3．運営アドバイス：組合等の運営体制、共同事業の進め方、経営改善

【費用負担】

利用者の費用負担はありません。

【申込窓口】

各都道府県の高度化事業担当課

※ 組合等の自主性尊重をアドバイスの基本とするため、計画作り等の実務作業や、経営判断・意思決定を主導することはいたしません。また、講演・セミナー・研修会の講師等もアドバイスの対象外です。

高度化事業 情報サイト

高度化事業に関する手続きの流れや活用事例、FAQなどをまとめて掲載しています。

高度化事業をご検討される際は、ぜひ一度ご確認ください。

高度化事業

各都道府県の連絡先

高度化事業のお申し込みの際は、都道府県の高度化事業担当部署にご相談の上、お申し込みください。

高度化事業　問い合わせ先